

産業廃棄物許可申請の実務について

1 産業廃棄物処理業の許可

①産業廃棄物処理業は下記の4種類に区分される。

- 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管）※
- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 特別管理産業廃棄物処分業

※収集運搬業における積替え保管とは

⇒収集運搬業者が廃棄物を収集する過程において、一旦廃棄物を下ろして積替えたり、保管したりすること

②許可を行う者

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、都道府県・政令市の区域に応じた知事又は政令市長の許可を受けなければならない。

<許可区分>

許可区分		都道府県（政令市内の区域を除く）	
			政令市
収集運搬業	積替え保管あり	○	○
	積替え保管なし	○	都道府県許可※
処分業		○	○

※都道府県内の一の政令市の区域を越えない場合は、政令市許可

③許可の有効期限

許可の有効期限は5年 ⇒ 5年毎に許可の更新申請が必要

2 許可の基準

許可を申請しようとする者は、次の内容に適合していなければならない。

①事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令で定める基準に適合すること。

i 施設に係る基準

⇒産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に係る運搬施設又は積替え施設、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業に係る中間処理施設、最終処分場等の施設が法律の定める基準に適合している必要。